

企業所得税優遇税率 15%に関する実質的な運営細則、広州南沙で公布

2023年7月
第19号

概要

「広州南沙の世界に向けた広東・香港特別行政区・マカオ特別行政区間の包括的協力推進の全体プラン」の要求に基づき、中華人民共和国財政部、国家税務総局は「広州南沙の企業所得税優遇政策に関する通知」(財税[2022]40号)(以下、「40号通達」)を公布しました。40号通達は、南沙先行エリア(南沙湾、慶盛ハブ、南沙ハブの3エリア、総面積は約23km²)において一定の条件を満たす奨励産業企業に対して企業所得税15%の優遇税率適用政策を実施するものであり、同優遇政策を享受する企業は実質的な運営に係る要件を満たす必要があると規定しています。

同政策の確実性をさらに高め、市場主体の予測に安定をもたらすとともに、税制優遇の享受における違反行為等の業界的、システム的なリスクの発生を防止するために、国家税務総局広州市南沙区税務局をはじめとする政府4部門¹は、2023年1号公告「広州南沙の先行エリアにおける奨励産業企業の実質的な運営に係る事項に関する公告」(以下、「1号公告」)を公布し、「南沙先行エリアにおける生産経営」、「南沙先行エリアにおける人材」、「南沙先行エリアにおける会計処理」、「南沙先行エリアにおける資産」という4つの側面から、実質的な運営に係る具体的な要件を示し、実質的な運営の要件を満たさない状況について2つ挙げています。1号公告は2022年1月1日から2026年12月31日までの期間で施行されます。

本稿では、1号公告及びその解釈の主要な内容を簡潔に紹介いたします。

詳細

「実質的な運営」における具体的な要件の明確化

40号通達に基づき、南沙先行エリアで企業所得税優遇税率15%を享受する企業は、南沙先行エリアにおいて「実質的な運営」を行わなければなりません。つまり、企業の実際の経営主体が南沙先行エリアにあり、企業の生産経営、人材、会計、資産等に対して、実質的かつ包括的な管理・統制を実施しなければなりません。1号公告では、南沙先行エリアに登録された企業の「実質的な運営」とは、生産経営、人材、会計、資産の4つの要素がいずれも南沙先行エリアに揃っていることを指す旨を明確にしています。

1. 生産経営地が南沙先行エリアに所在している

1号公告	1号公告に対する解釈
<ul style="list-style-type: none"> 企業は南沙先行エリアにおいて、固定的な生産経営地及び必要な生産経営の施設、設備等を有しており、主な生産経営地が南沙先行エリアに所在する、または生産経営に対して実質的かつ包括的な管理及び統制を実施する法人が南沙先行エリアに所在する。 当該企業名義で、関連する契約を対外的に締結している。 	<ul style="list-style-type: none"> 南沙先行エリアにおける生産経営は、2つの側面から標準化、詳細化され、2つの基準のうち1つを満たせば、南沙先行エリアでの生産経営の要件を満たすこととなる。1つ目は事業に関する基準であり、主な生産経営地が南沙先行エリアに所在することが求められる。2つ目の基準は管理統制に関する基準であり、生産経営に対して、実質的かつ包括的な管理及び統制を実施する法人が南沙先行エリアに所在することが求められる。つまり、生産経営（計画、統制、考査、評価等）、財務（借入、貸付、融資、財務リスク管理等）、人事（任命、解任、給与報酬等）に係る意思決定は、南沙先行エリアに設立された法人により決議、または実行されなければならない。 企業グループが財務シェアードサービスセンターを採用して、集中的な資金管理及び分配を行っている場合、南沙先行エリアに所在する子会社は借入、貸付、融資、財務リスク管理等の機能のうち1つまたは複数を用意していれば、財務に係る意思決定が南沙先行エリアに設立された法人が決議、実行しているとみなすことができる。

2. 従業員が南沙先行エリアで就労している

1号公告	1号公告に対する解釈								
<p>企業における生産経営に従事する従業員が南沙先行エリアで実際に就労する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員の給与は当該企業が南沙先行エリアで開設した銀行口座を通じて支払われる。 企業の規模、従業員の状況によって異なるが、3名以上30名以下の従業員が課税年度において南沙先行エリアで社会保険料を6ヶ月以上納付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業規模別の6ヶ月以上にわたる社会保険料必要納付者数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">企業の従業員数</th> <th style="text-align: left;">当年度に南沙先行エリアで6ヶ月以上にわたる社会保険料の納付が必要な人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人未満</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>10～99人</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>30人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記基準は南沙先行エリアにおける経済、社会の発展状況によって調整される。</p> 従業員数の計算 <ol style="list-style-type: none"> 従業員数には、企業と労働関係を結んだ労働者及び企業が受け入れた派遣従業員が含まれる。 総会社が南沙先行エリアにある企業の場合、従業員数とは南沙先行エリアに設立した総公司及び分公司の従業員数を指す。 総会社が南沙先行エリア以外の地域にある企業の場合、従業員数とは南沙先行エリア内に設立された分公司の従業員数を指す。 中国非居住者企業が南沙先行エリアに法人を設立する場合、従業員数とは南沙先行エリア内における法人の従業員数を指す。 従業員数は、企業の年度の四半期平均値によって決定され、具体的な計算式は以下の通りとなる。 $\text{四半期平均値} = (\text{四半期の期首値} + \text{四半期の期末値}) \div 2$ $\text{年間四半期平均値} = \text{年間における各四半期平均値の和} \div 4$ <ul style="list-style-type: none"> 年度の途中で事業活動を開始または終了した場合、実際の営業活動期間を一課税年度として、上記の指標を確定する。 企業が年度の途中で事業活動を開始または終了し、実際の経営期間が半年未満の場合、その従業員が当年度に南沙先行エリアで社会保険料を納付した期間は、少なくとも実際の経営期間の月数の半分にに基づき計 	企業の従業員数	当年度に南沙先行エリアで6ヶ月以上にわたる社会保険料の納付が必要な人数	10人未満	3人以上	10～99人	30%以上	100人以上	30人以上
企業の従業員数	当年度に南沙先行エリアで6ヶ月以上にわたる社会保険料の納付が必要な人数								
10人未満	3人以上								
10～99人	30%以上								
100人以上	30人以上								

	算する。実際の経営期間が1ヶ月以上、2ヶ月未満の場合、その従業員の南沙先行エリアでの社会保険料納付期間は最低1ヶ月とする。実際の経営期間が1ヶ月未満の場合、その従業員は社会保険料納付要件の対象外となる。実際の経営期間には、税務登記手続きを実施した月は含まない。
--	--

3. 南沙先行エリアにおける会計処理

1号公告	1号公告に対する解釈
<ul style="list-style-type: none"> 企業の会計証憑、会計帳簿及び財務諸表等の会計資料を南沙先行エリアで保管している。 基本預金口座及び主要営業業務に係る決済銀行口座が南沙先行エリアで開設されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の2つの要件を同時に満たす必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 企業の会計証憑、会計帳簿及び財務諸表等の会計資料を南沙先行エリアで保管している。 会計資料とは、企業が会計処理等の過程で受領または形成し、企業の事業活動を記録・反映した、保存価値を有する文字・画像等の各形式の資料を指す。コンピュータ等の電子設備により形成、転送、保存された電子会計ファイルを含む。 <ul style="list-style-type: none"> 会計に係る文書資料を紙媒体で保存する場合、南沙先行エリアで保管しなければならない。 電子形式で保存する場合、査閲に供することが可能でなければならない。 財務シェアードサービスセンターを採用し会計処理を行っている企業は、関連する部門による審査のために、後続の管理要求に従い会計文書資料を提供する必要がある。 基本預金口座及び主要営業業務に係る決済を行う銀行口座が南沙先行エリアで開設されている。

4. 南沙先行エリアにおける資産

1号公告	1号公告に対する解釈
<p>企業が所有権または使用权を有する資産が南沙先行エリアで実際に使用される、または資産に対して実質的かつ包括的な管理及び統制を行う法人が南沙先行エリアに所在しなければならない、且つ当該資産は企業の生産経営に適したものでなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業は生産経営活動を行うために必要な資産を保有しており、当該資産は企業の生産経営規模に適している。資産は企業名義で登録されているものの、南沙先行エリアにない資産を有する企業もあり、当該資産がその企業が属する産業の生産経営活動の慣例、または関連する資産の特徴に合致する場合、当該資産が南沙先行エリアにあるかに関して厳しく要求しない。具体的には以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 一部の交通運輸業の車両、船舶等の資産：企業の生産経営は南沙先行エリア以外の地域で長期にわたって所在する必要があるものの、業界の生産経営の慣例に合致することから、関連する資産は南沙先行エリアに存在するとみなす。 企業が保有する特許権等の無形資産は、物理的な形がないことから、南沙先行エリアにある企業名義で登録しさえすればよい。

南沙先行エリア以外の地域に設立された中国居住者企業が南沙先行エリア内に分公司を設立する、または中国非居住者企業が南沙先行エリアに法人を設立する場合、当該分公司または法人が生産経営機能を持ち、その生産経営機能に対応する営業収入、従業員給与及び資産を備える場合、南沙先行エリアでの実質的な運営とみなされます。

「実質的な運営」に適合しない2つの状況の明確化

1号公告の解釈では下記の2つの状況が「実質的な運営」に適合しないことを明確にしています。

- 生産経営機能を持たず、南沙先行エリア以外の地域における業務の財務決算、納税申告、発票発行等の機能のみを請け負う。
- 登記住所と実際の経営場所が一致せず連絡が取れない、または連絡後に実際の経営場所を提供できない。

「実質的な運営」判定における管理方法:「自己判定、申告承諾、検査用資料の保管」

- 自己判定、申告承諾: 企業は実質的な運営に適合するかを自ら判定し、年度確定申告時に「実質的な運営に係る自己評価承諾表」に記入し、納税申告資料及び関連する証明資料の真实性、正確性、網羅性に責任を負います。企業は「実質的な運営に係る自己評価承諾表」に記入する際、生産経営、従業員、会計資料、資産が1号公告の要求に適合するかを確認し、主要業務に適用される優遇産業リスト及び具体的な項目、主要な営業収入の総売上高比率(40号通達によると、主要な営業収入が総売上高の60%以上を占める必要がある)を記入しなければなりません。
- 保管資料には、経営地の所有権または賃借権、生産経営、財務、人事に係る意思決定の議事録等、従業員名簿、労働契約書または雇用契約書、社会保険料納付に係る証明資料、帳簿資料、銀行口座開設資料、開設済みの銀行決済口座リスト、資産状況説明が含まれます。

後続の管理

- 南沙区税務局は優遇政策を享受する企業の実質的な運営状況に対して後続の管理を行います。新たに優遇政策を享受する企業に対して全面的な審査を実施し、既に優遇政策を享受している企業に対しては、一定の割合で抽出調査を行います。
- 南沙区税務局、広州市南沙区財政局、広州市南沙区市場监督管理局、広州市南沙区綜合行政執法局等の部門は企業の実質的な運営を判定するための運営体制を構築しました。南沙区税務局により、優遇政策を享受する企業の実質的な運営状況を判断することが困難である場合、運営体制を通じて調査の上で決定されます。

まとめ

1号公告では、実質的な運営に関する4つの要素の具体的な要件がさらに明確化され、企業が南沙先行エリアにおける税制優遇を享受するための実践的なガイドラインが明確に示されています。但し、実務上、依然として企業が注視すべき以下の問題があります。

- 南沙先行エリアにおける企業所得税優遇税率15%は2022年1月1日から施行され、1号公告の施行期間も2022年1月1日から2026年12月31日までである。南沙区税務局は優遇政策を享受する企業の実質的な運営状況に対して後続の管理を行い、新たに優遇政策を享受する企業に対して、全面的な審査を実施し、既に優遇政策を享受している企業に対しては一定の割合で抽出調査を行う。2023年5月31日に1号公告が公布されたものの、南沙区税務局は2022年に企業所得税優遇税率15%を享受する企業が、1号公告における実質的な運営基準に関して、可能な限りすべての条件を満たすことを期待している。
- 従業員の南沙先行エリアにおける社会保険料納付の基準は6ヶ月である。1号公告の解釈では、年度の途中で事業活動を開始または終了した企業について、その従業員の社会保険料納付期間の具体的な要件をより詳細に規定している。企業は年度の途中で事業活動を開始または終了し、実際の経営期間が半年未満の場合、その従業員の当年度における南沙先行エリアでの社会保険料納付期間は、実際経営期間の月数の半分にに基づき計算できる。実際の経営期間が1ヶ月以上、2ヶ月未満である場合、その従業員の南沙先行エリアでの社会保険料納付期間は最低1ヶ月となる。実際経営期間が1ヶ月未満の場合、その従業員は社会保険料納付要件の対象外となる。
留意点: 実際の経営期間が半年超、1年未満の企業は、上記が適用されない。
- 条件を満たす企業は、企業所得税の予納申告を行う際に、企業所得税優遇税率15%を享受することができる。

実質的な運営は企業が南沙先行エリアで企業所得税優遇税率 15%を享受するための必須条件であり、税務局による審査のポイントとなっています。企業は自社での判断が困難である場合、第三者の専門機関に協力を求めることをお勧めします。PwCは引き続き、広州南沙におけるその他税制政策の公布を注視し、政策の詳細及び PwC の見解を適時に共有します。

ご参考: 社会保険料を 6 ヶ月以上にわたる社会保険料の納付が必要な人数の計算

ある企業は 2023 年 7 月 3 日に工商登記の手続きを行い、7 月 10 日に税務登記確認の手続きを行いました。当該企業の従業員状況は下表の通りです。

四半期	従業員数	
	四半期の期首	四半期の期末
第 3 四半期	10	20
第 4 四半期	20	34

解説:

1. 当該企業の従業員数の計算プロセスは以下の通りです。

指標		第 3 四半期	第 4 四半期
従業員数	四半期の期首	10	20
	四半期の期末	20	34
	四半期平均値	15	27
	年間における 四半期平均値	-	21

当該企業における従業員の年間四半期平均値は 21 人であることから、当該企業の従業員数は 21 人と判定されます。従い、当年度に少なくとも 30% (30%を含む) の従業員、即ち 7 人が南沙先行エリアで実際に勤務する必要があります。

2. 南沙先行エリアで基本養老保険等の社会保険料を納付する必要がある期間の確定プロセスは以下の通りです。

当該企業は 7 月に税務登記を行い、当年度における実際の経営期間は 5 ヶ月であり、半年未満となっています。その従業員が南沙先行エリアで基本養老保険等の社会保険料を納付する必要がある期間は、少なくとも実際経営期間の月数の半分にに基づき計算する必要があり、即ち 3 ヶ月となります。

従い、当該企業は当年度において、7 人の従業員が南沙先行エリアで 3 ヶ月以上の基本養老保険等の社会保険料を納付する必要があります。

注釈

1. 国家税務総局広州市南沙区税務局、広州市南沙区財政局、広州市南沙区市場监督管理局、広州市南沙区綜合行政執法局

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響等についてご質問等ございましたら、下記の **PwC 税務・ビジネスコンサルティングチーム**担当者まで随時ご連絡ください。

李尚義

PwC 中国南部及び香港地区税務 主管パートナー

+86 (755) 8261 8899

charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏

PwC 中国南部税務 主管パートナー

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

江凱

PwC 中国深セン税務 主管パートナー

+86 (755) 8261 8820

cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

覃宇

PwC 中国税務及びビジネスコンサルティング パートナー

+86 (20) 3819 2191

ingrid.qin@cn.pwc.com

吳昱英

PwC 中国税務及びビジネスコンサルティング パートナー

+86 (20) 3819 2342

sylvia.wu@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は2023年7月20日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港地区の **PwC 中国タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港地区、シンガポール及び台湾地区の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
TEL: +86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港地区のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2023 年 普華永道 著作権所有。普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、その他のメンバーファームの作為又は不作為に対し一切の責任を負いません。

广州南沙出台享受 15%企业所得税优惠的企业需满足“实质性运营”的细则

二零二三年七月
第十九期

摘要

根据《广州南沙深化面向世界的粤港澳全面合作总体方案》（“《南沙方案》”）的要求，财政部、国家税务总局发布《关于广州南沙企业所得税优惠政策的通知》（财税[2022]40号）（以下简称“40号文”），落实了南沙先行启动区（即南沙湾、庆盛枢纽、南沙枢纽3个区块，总面积约23平方公里）符合条件的鼓励类产业企业，减按15%税率征收企业所得税的优惠政策，并规定享受15%企业所得税优惠政策的企业需满足实质性运营的要求。

为进一步增强政策的确定性，稳定市场主体预期，防范违规享受税收优惠等行业性、系统性风险的发生，四部门¹于近日联合发布2023年1号公告《关于广州南沙先行启动区鼓励类产业企业实质性运营有关问题的公告》（“1号公告”），从“生产经营在南沙先行启动区”“人员在南沙先行启动区”“账务在南沙先行启动区”“财产在南沙先行启动区”四个方面对实质性运营的具体要求作了进一步说明，并列举了两种不符合实质性运营的情形。1号公告自2022年1月1日至2026年12月31日执行。

在本期的《中国税务/商务新知》中，我们简要介绍1号公告及其解读的主要内容，并分享我们的观察。

详细内容

明确“实质性运营”的具体要求

根据财税40号文，在南沙先行启动区享受15%企业所得税优惠税率的企业必须在南沙先行启动区进行“实质性运营”，即企业的实际管理机构设在南沙先行启动区，并对企业生产经营、人员、账务、财产等实施实质性全面管理和控制。1号公告进一步明确了注册在南沙先行启动区的居民企业的“实质性运营”是指生产经营、人员、账务、资产四要素都在南沙先行启动区，并进一步对四要素在南沙先行启动区作出进一步说明：

1. 生产经营在南沙先行启动区

1 号公告	1 号公告的官方解读
<ul style="list-style-type: none"> • 企业在南沙先行启动区拥有固定生产经营场所和必要的生产经营设备设施等，主要生产经营地点在南沙先行启动区，或对生产经营实施实质性全面管理和控制的机构在南沙先行启动区 • 以本企业名义对外订立相关合同。 	<ul style="list-style-type: none"> • 生产经营在南沙先行启动区，从两个层面进行标准细化，两个标准满足其中一项，即符合生产经营在南沙先行启动区。一是业务层面标准，要求主要生产经营地点在南沙先行启动区。二是管控层面标准，对生产经营实施实质性全面管理和控制的机构在南沙先行启动区，即生产经营决策（如计划、控制、考核、评价等）、财务决策（如借款、放款、融资、财务风险管理等）、人事决策（如任命、解聘、薪酬等）由设立在南沙先行启动区的机构作出或执行。 • 企业集团采取财务共享中心模式，集中统筹开展资金管理和配置的，南沙先行启动区的子公司具备借款、放款、融资、财务风险管理等职能中的一项或几项，即可视为财务决策由设立在南沙先行启动区的机构作出或执行。

2. 人员在南沙先行启动区

1 号公告	1 号公告的官方解读								
<p>企业有满足生产经营需要的从业人员在南沙先行启动区实际工作：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 从业人员的工资薪金通过本企业在南沙先行启动区开立的银行账户发放； • 根据企业规模、从业人员的情况，一个纳税年度内至少需有3名（含）至30名（含）从业人员当年度在南沙先行启动区缴纳六个月（含）以上基本养老保险等社会保险。 	<ul style="list-style-type: none"> • 不同规模企业的需缴纳六个月（含）以上社保的人数要求： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>企业的从业人数</th> <th>当年度在南沙先行启动区缴纳六个月（含）以上社保的人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不满 10 人</td> <td>至少 3 人</td> </tr> <tr> <td>10 人至 99 人</td> <td>至少 30%</td> </tr> <tr> <td>100 人或以上</td> <td>至少 30 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>上述标准根据南沙先行启动区经济社会发展状况实施动态调整。</p> • 从业人数的计算： <ol style="list-style-type: none"> 1. 从业人数，包括与企业建立劳动关系的职工人数和企业接受的劳务派遣用工人数。 2. 总机构设在南沙先行启动区的企业，从业人数是指其设在南沙先行启动区的总机构和分支机构的从业人数； 总机构设在南沙先行启动区以外的企业，从业人数是指其设在南沙先行启动区内的分支机构的从业人数； 非居民企业设在南沙先行启动区的机构、场所，从业人数是指南沙先行启动区内机构、场所的从业人数。 3. 从业人数按企业全年的季度平均值确定,具体计算公式如下： $\text{季度平均值} = (\text{季初值} + \text{季末值}) \div 2$ $\text{全年季度平均值} = \text{全年各季度平均值之和} \div 4$ <ul style="list-style-type: none"> • 年度中间开业或者终止经营活动的，以其实际经营期作为一个纳税年度确定上述相关指标。 • 企业年度中间开业或者终止经营活动的，且实际经营期不足半年的，其从业人员当年度在南沙先行启动区缴纳社会保险的时长，至少按实际经营期的月份数减半计算；实际经营期满 1 个月不足 2 个月的，其从业人员在南沙先行启动区缴纳社会保险的时长至少为 1 个月；实际经营期不足 1 个月的，其从业人员不受社保缴纳条件限制。实际经营期不含办理税务登记当月。 • 官方解读给出了一个计算示例（见本文附录）。 	企业的从业人数	当年度在南沙先行启动区缴纳六个月（含）以上社保的人数	不满 10 人	至少 3 人	10 人至 99 人	至少 30%	100 人或以上	至少 30 人
企业的从业人数	当年度在南沙先行启动区缴纳六个月（含）以上社保的人数								
不满 10 人	至少 3 人								
10 人至 99 人	至少 30%								
100 人或以上	至少 30 人								

3. 账务在南沙先行启动区

1号公告	1号公告的官方解读
<ul style="list-style-type: none"> 企业会计凭证、会计账簿和财务报表等会计档案资料存放在南沙先行启动区， 基本存款账户和进行主营业务结算的银行账户开立在南沙先行启动区。 	<ul style="list-style-type: none"> 需同时满足下列两个条件： <ol style="list-style-type: none"> 企业会计凭证、会计账簿和财务报表等会计档案资料存放在南沙先行启动区。 <ul style="list-style-type: none"> 会计档案资料是指企业在进行会计核算等过程中接收或形成的，记录和反映企业经济业务事项，具有保存价值的文字、图形等各种形式的资料，包括通过计算机等电子设备形成、传输和存储的电子会计档案。 <ul style="list-style-type: none"> 会计档案资料如果是纸质保存的，应存放在南沙先行启动区； 如果是电子形式保存的，应能够提供查阅。 采取财务共享中心模式核算财务的企业，应当按照后续管理的要求，提供相关会计档案资料以便相关部门查阅或者检查。 企业的基本存款账户和进行主营业务结算的银行账户开立在南沙先行启动区。

4. 资产在南沙先行启动区

1号公告	1号公告的官方解读
<p>企业拥有享有所有权或使用权的财产，该财产在南沙先行启动区实际使用或对财产实施实质性全面管理和控制的机构在南沙先行启动区，且该财产需与企业的生产经营相匹配。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企业为开展生产经营活动而持有的必要财产且该财产与生产经营规模相匹配。一些企业的财产已登记在其名下但不在南沙先行启动区，如果符合行业生产经营活动常规或者符合相关财产特征，对该部分财产是否在南沙先行启动区不做硬性要求。比如： <ul style="list-style-type: none"> 一些交通运输业企业的车辆、船舶等运营财产，由于生产经营需要长期位于南沙先行启动区以外的地方，但确实符合行业生产经营活动常规，视为财产在南沙先行启动区； 企业拥有的专利权等无形资产，由于不具有实物形态，只强调登记在南沙先行启动区企业名下即可。

注册在南沙先行启动区外的居民企业、非居民企业、个体工商户在南沙先行启动区设立分支机构的，或者非居民企业、个体工商户在南沙先行启动区设立机构场所的，该分支机构或非居民的机构场所具备生产经营职能，并具备与其生产经营职能相匹配的营业收入、职工薪酬和资产总额，属于在南沙先行启动区实质性运营。

明确两种不符合“实质性运营”的情况

由于正面列举无法穷尽所有业态的细分标准，1号公告的解读明确以下两种情况直接视为不符合“实质性运营”：

- 不具有生产经营职能，仅承担对南沙先行启动区外业务的财务结算、申报纳税、开具发票等功能；
- 注册地址与实际经营地址不一致，且无法联系或者联系后无法提供实际经营地址。

“实质性运营”的判定采取“自行判定、申报承诺、相关资料留存备查”的管理方式

- 自行判断、申报承诺：企业自行判定其是否符合实质性运营，并在年度汇算清缴时填写《实质性运营自评承诺表》，对纳税申报资料及相关证明材料的真实性、准确性、完整性负责。企业在填报《实质性运营自评承诺表》时，要勾选生产经营、人员、账务、财产是否符合1号公告的要求，还要填写主营业务适用的优惠产业目录及具体条目，以及主营业务收入占收入总额比例（根据财税40号文，主营业务收入需占企业收入总额60%以上）。
- 留存备查资料包括：经营场所的产权或租赁证明；生产经营决策、财务决策、人事决策的会议纪要等；从业人员名单、劳动合同或聘用协议、有关社保缴纳证明材料；账务资料、银行开户资料、已开立银行结算账户清单；财产情况说明。

后续管理

- 南沙区税务局对享受优惠政策企业的实质性运营情况进行后续管理，对当年度新增享受的企业实施“全覆盖”核查，对存量企业按照一定比例抽查。
- 南沙区税务局、广州市南沙区财政局、广州市南沙区市场监督管理局、广州市南沙区综合行政执法局等部门建立企业实质性运营判定工作机制（“工作机制”）。南沙区税务局对享受优惠政策企业的实质性运营情况难以界定的，通过工作机制研究予以确定。

注意要点

1号公告对实质性运营四要素的具体要求做出了进一步细化和明确，为企业在南沙先行启动区享受税收优惠提供了更清晰的实操指引。实务中仍有一些问题值得纳税人和企业关注，例如：

- 南沙先行启动区15%企业所得税优惠从2022年1月1日起执行。1号公告的执行期限也是自2022年1月1日至2026年12月31日。南沙区税务局对享受优惠政策企业的实质性运营情况进行后续管理，对当年度新增享受的企业实施“全覆盖”核查，对存量企业按照一定比例抽查。根据普华永道与南沙区税务局的口头沟通，虽然1号公告出台于2023年5月31日，南沙区税局仍然期望2022年度享受15%企业所得税优惠的企业能够比照1号公告的实质性运营标准，尽量满足各项条件。
- 6个月是从业人员在南沙先行启动区缴纳社保的通用标准。1号公告的解读中对在年度中间开业或终止经营的企业，其从业人员社保缴纳时长的具体要求进行了更细致解释：企业年度中间开业或者终止经营活动的，且实际经营期不足半年的，其从业人员当年度在南沙先行启动区缴纳社会保险的时长，可以按实际经营期的月份数减半计算；实际经营期满1个月不足2个月的，其从业人员在南沙先行启动区缴纳社会保险的时长至少为1个月；实际经营期不足1个月的，其从业人员不受社保缴纳条件限制。
需要提醒企业注意的是，实际经营期超过半年不足一年的企业不适用上述特例。
- 符合条件的南沙先行启动区企业在进行企业所得税预缴申报时即可享受15%企业所得税优惠。

实质性运营是企业在南沙先行启动区享受15%企业所得税优惠税率的必要条件，也是税局核查的重点。企业若自行判定有困难，可寻求第三方专业机构的协助。普华永道团队将持续关注广州南沙的其他税收政策的出台，并及时与您分享政策落实细节与我们的观察。

附录：需缴纳六个月（含）以上社保的人数的计算

某企业2023年7月3日在工商注册登记，7月10日进行税务登记确认，从业人数情况如下表所示：

季度	从业人数	
	季初	季末
第三季度	10	20
第四季度	20	34

解析：

1. 计算该企业从业人数，过程如下：

指标		第三季度	第四季度
从业人数	季初	10	20
	季末	20	34
	季度平均值	15	27

	全年 季度平均值	—	21
--	-------------	---	----

该企业全年季度平均值为 21 人，因此从业人数为 21 人，当年至少需有 30%（含）即 7 个人在南沙先行启动区工作。

2. 确定需在南沙先行启动区缴纳基本养老保险等社会保险的时长。由于该企业在 7 月进行税务登记，当年实际经营期为 5 个月，不足半年，其从业人员在南沙先行启动区缴纳基本养老保险等社会保险的时长，至少按实际经营期的月份数减半计算，即 3 个月。

因此，该企业当年度至少需有 7 个人在南沙先行启动区缴纳 3 个月（含）以上基本养老保险等社会保险。

注释

1. 国家税务总局广州市南沙区税务局，广州市南沙区财政局，广州市南沙区市场监督管理局，广州市南沙区综合行政执法局

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道税务及商务咨询团队**：

李尚义
普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

江凯
普华永道中国深圳税务主管合伙人
+86 (755) 8261 8820
cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

覃宇
普华永道中国税务及商务咨询合伙人
+86 (20) 3819 2191
ingrid.qin@cn.pwc.com

吴昱英
普华永道中国税务及商务咨询合伙人
+86 (20) 3819 2342
sylvia.wu@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2023年7月20日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2023 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。